

令和3年度 指定管理業務 実績評価シート

作成年月日 令和4年6月21日

部課名 農林部農政課

| | |
|-----------------------|--|
| 施設名 | 小栗山農村交流公園 |
| 施設の設置目的 | 農村地域に居住する者の健康増進及び憩いの場の提供とともに、農作業を通じ、都市部住民に対する理解を深めてもらうことを目的とする。 |
| 所在地 | 弘前市大字小栗山字沢部220番地1 |
| 指定管理者名 | 小栗山町会 |
| 指定期間 | 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで |
| 1 事業計画の実施状況 | <p>施設の設置目的を理解し、協定書、管理業務基準書及び事業計画書に基づいて、概ね計画通りに実施されている。</p> |
| 2 自主事業の実施状況 | <p>令和元年度まで毎年交流会(バーベキュー)を実施し、野菜栽培の体験談義や意見交換を行うなど利用者同士及び指定管理者との交流を図っていたが、令和2年度、3年度においては新型コロナ感染防止を図るため、市と協議したうえで中止となった。</p> |
| 3 市民サービス向上のための取組状況 | <p>日常は管理業務従事者が1名以上常駐して、利用者との対面を増やして意見交換や要望を聴取する態勢を整えているほか、開園前の耕起作業や区画ごとの作付状況を記録して、利用者への情報提供に努めている。</p> |
| 4 市民ニーズの把握の実施状況 | <p>日ごろの施設内の巡回や利用者アンケートの実施などにより、市民ニーズの把握に努めており、寄せられた意見については、管理者組織の運営委員会で協議しながら市民サービス向上に向けた取り組みがなされている。</p> |
| 5 施設の利用状況（利用者数、稼働率など） | <p>○農村交流公園利用者数: 延べ8,918人(前年度同9,428人) ○農園貸出実績: 市民農園118区画/121区画: 学童農園7区画/12区画: 身障者農園4区画/4区画</p> |

6 指定管理業務の収支状況

最小限の経費をもって管理ができるよう経費の節減に努めている。また、帳票類の整理・保管等について適正に行われている。

7 実地調査の結果

利用者の安心・安全の確保に留意し、不良箇所の復旧に迅速に対応している。

8 評価

(1) 指定管理者の自己評価

| 評価区分 | 評価 | 評価の説明 | 今後の課題と対応 |
|---------|----|--------------------------------|-------------------------|
| 施設の運営 | B | 憩いの場としての提供ができ、農園利用者との対話もできました。 | 要望等を的確に把握し、改善に努めていきます。 |
| 施設の管理 | B | 環境に配慮しながら安全確保に努めた。 | 利用者の安全確保等、施設の良い管理に努めます。 |
| 経理の状況 | B | 適切な経費の使用に努め、予算内の事業終了となりました。 | 経費の節減に努めていきます。 |
| 団体の財務状況 | B | 財務状況に問題ありません。 | 今後も健全な運営に努めます。 |

(2) 市の指定管理者に対する評価

| 評価区分 | 評価 | 評価の説明 | 今後の課題と対応 |
|---------|----|---|---|
| 施設の運営 | B | 協定書に基づいて、適正な運営が行われている。 | 利用者アンケートの回収率をあげるような方策を協議していく。 |
| 施設の管理 | B | 運営や安全対策に関するマニュアルを定めて、適正な維持管理が行われている。 | 経年劣化による不良箇所の改善について、適切に対応できるよう連絡体制を維持する。 |
| 経理の状況 | B | 事業計画に沿った執行が行われており、帳票類の整理・保管等についても適正に行われている。 | 最低限の経費の維持に努める。 |
| 団体の財務状況 | B | 安定した施設の管理が可能な財務基盤が確立されていると認められる。 | 健全な財務状況が維持できるよう要望していく。 |

【評価の視点】

| 評価区分 | 評価の視点 |
|---------|---|
| 施設の運営 | 法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など |
| 施設の管理 | 利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など |
| 経理の状況 | 帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など |
| 団体の財務状況 | 安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか |

【評価の基準】

| | |
|---|--|
| A | 協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの) |
| B | 協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの) |
| C | 協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの |
| D | 協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの |

※「団体の財務状況」の評価基準

| | |
|---|-----------|
| B | 問題がない |
| C | 今後に注意を要する |
| D | 早急な改善を要する |